

庁議（令和元年10月21日）結果について

- 1 開催日 令和元年10月21日（月）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 まちづくり政策部長、市民部長、福祉部長、健康・こども部長、土木部長、都市整備部長、職員課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

(1) 平塚市手数料条例の一部を改正する条例（案）について

概要	法律の改正により、平塚市手数料条例の一部改正を行うものです。 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定における複数建築物の計画の認定に係る手数料を新設する。
結果	審議の結果承認された。

(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由 新たに法務専門員及び顧問（美術館特別館長）に係る報酬の額等を定めるほか、公民館長の名称を顧問（地区公民館長）に改定する。</p> <p>2 改正内容 (1) 法務専門員 法務行政に対して、執行機関（市長）に助言する特別職非常勤職員として法務専門員を任用するにあたり、報酬等の額を設定するもの。 (2) 顧問（美術館特別館長） 文化芸術行政に対して、教育委員会に助言する特別職非常勤職員として顧問（美術館特別館長）を任用するにあたり、報酬等の額を設定するもの。 (3) 顧問（地区公民館長） 社会教育行政に対して、教育委員会に助言する特別職非常勤職員としての任用を明確にするため、顧問（地区公民館長）に名称を変更するもの。</p> <p>3 施行日</p>
----	---

	令和2年4月1日
結果	審議の結果承認された。

(3) 令和2年度提案型協働事業審査結果について

概要	<p>令和2年度に実施する提案型協働事業について、協働事業審査会を開催し、審査の結果、市民提案型協働事業3事業、行政提案型協働事業2事業を採択した。</p> <p>1 審査会：10月5日（土） 提案6事業のプレゼンテーション及び審査員質疑応答を実施</p> <p>2 審査員：市民活動推進委員から3名、専門的知識を有する者1名、 企画政策部長、総務部長、市民部長 計7名</p> <p>3 審査会で採択された事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民提案型：提案4事業のうち3事業を採択 ① 「アクティブ防災」で作る、手をつなぎたくなる街平塚の防災力強化プロジェクト（継続2年目） ② 図書館におけるボランティア体験を通じた不登校・ひきこもり改善・自立支援事業（継続2年目） ③ 平塚市食品ロス削減事業並びに相対的貧困解消事業（新規） ・行政提案型：提案2事業のうち2事業を採択 ① 生物多様性保全推進事業（継続2年目） ② 着地型観光プログラムの開発とイベントの周知及び実施（新規）
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の償還免除の範囲の拡大、借受人及び連帯保証人の報告義務、調査権限の付与及び審査委員会の審査事項を変更するほか、必要な規定を整備する。</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項及び第58条の4第2項の規定に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、この基準をもとに規定している「平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業</p>
----	--

	の運営に関する基準等を定める条例」の一部を改正するもの。
結果	審議の結果承認された。

- (6) 平塚市が管理する市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の理由</p> <p>上記条例は道路法の規定に基づき、市道の構造の一般的技術的基準並びに市道に設ける道路標識の寸法を定めるものだが、国の政令の一部改正に伴い、本市当該条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>政令の一部改正では、主に「自転車通行帯」が新たに規定され、その設置要件が規定されたため、本市の当該条例においても「自転車通行帯」の規定を新設し、その他関連条文を改正するもの。</p> <p>3 施行日</p> <p>公布日</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

- (1) 窓口受付番号システムに係る市役所本館有料広告放映について

概要	<p>平成30年12月に市役所本館1階の6課11窓口に導入した窓口受付番号システムについて、スタンド付き市民周知機を設置している市民課市民異動窓口、市民課証明窓口及び障がい福祉課窓口に、広告放映用ディスプレイを設置し、広告料等の歳入確保を図るとともに、平塚市等の行政情報を放映することにより、より一層の周知を図る。</p> <p>なお、稼働予定日は令和元年11月18日（月）とする。</p>
----	---

- (2) コンフォール平塚住宅の返還及び再借上げに向けた対応状況について

概要	<p>市営コンフォール平塚住宅（全30戸）は、令和2年3月31日に借上げ期間満了を迎えます。このため、『平塚市営住宅ストック総合活用計画（第3期）兼平塚市営住宅等長寿命化計画』の返還の方針に基づき、現在、入居者及びUR都市機構と協議しておりますが、9月末時点での対応状況について報告します。</p> <p>なお、再借上げの期間については、国の家賃対策補助の交付対象が期間5年以上の借上げ住宅となっていることから5年間とし、期間中に退去世帯がある場合には、当該住戸を中途返還できるよう、現在、UR都市機構と協議中です。</p>
----	--

また、再借上げに向けた市営住宅用借上料の債務負担行為設定のため、令和元年12月議会に補正予算を上程したい。

以 上